令和９年４月１日から　ごみの分別方法が　変わります

令和8年11月発行

令和９年３月31日まで（旧）

不燃ごみ

蛍光管、乾電池、ガラス・割れたビンなど

鉄くず類

刃物、なべ、やかん、クギなど金属製のもの

令和９年４月１日から（新）

不燃ごみ

これまで「不燃ごみ」「鉄くず類」で収集していたもの

※蛍光管は割れたものに限る

有害ごみ

①割れていない蛍光管、②乾電池、③充電して使える製品

※内蔵された充電式電池が外せないものに限る

1.「不燃ごみ」と「鉄くず類」を一緒に出せるようになります

これまで別々に収集していた「不燃ごみ」と「鉄くず類」をまとめて収集します
「不燃ごみ」と「鉄くず類」を分ける必要がなくなります

● 収集頻度：
　１ヶ月に1回

● 出し方：
　収集日に「指定袋」に入れて資源ごみステーションの外に出してください

● 袋に入らないもので重さが15kg以内のもの：
　これまで通りごみシールを貼って出してください

● 充電式の製品の出し方：
　①　本体から充電式電池を外してください
　②　本体は不燃ごみで、充電式電池は有害ごみで出してください

※　内蔵の充電式電池が外せないものは無理に分解せず、**有害ごみ**で出してください

● 蛍光管の出し方：

割れているもの



→ **不燃ごみ**

割れていないもの



→ **有害ごみ**

2. 新しく「有害ごみ」の区分ができます

充電式電池の発火事故が相次いでおり、危険性が高いことから分けて収集します
リチウムイオン電池本体や充電式電池が内蔵された充電式の製品を有害ごみとして収集します

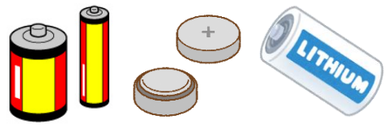
● 有害ごみとして収集するもの：

①



蛍光管
（割れていないもの）

②



乾電池・充電して使える電池

③



充電して使える製品で、内蔵された充電式電池が外せないもの

※　長い蛍光管は一部が袋に入り切っていない場合でも袋の口が結ばれていれば回収します

※　LEDや白熱電球は**不燃ごみ**で出してください

※　充電式の製品や充電池は、充電を使い切ってから出してください

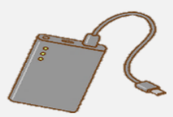
※　車や農機具などのバッテリーは収集できません。販売店などにご相談ください

※　ファン付きの作業服はバッテリーのみ**有害ごみ**で出してください。服本体は**可燃ごみ**です

● 収集頻度：
　６ヶ月に1回（令和９年度は令和９年６月と12月を予定）

● 出し方：
　収集日に「透明な袋」に入れて資源ごみステーションの外に出してください

● 役場への持込みでも回収するもの：
　以下のものは役場でも回収しています。
　役場へ直接持ち込んでください。（開庁日の８時30分から16時まで）



モバイル
バッテリー



電子・加熱式
たばこ



充電式
電動工具



ハンディー
ファン



リチウムイオン
電池本体

裏面のQ&Aもぜひ、ご覧ください

お問合せ：住民税務課　住民環境班　☎　0254-64-1471

収集方法・分別区分変更　Q&A

Q. なぜ、収集方法と分別区分が変更されるのですか

A. いただいたご意見やご要望を踏まえて検討し、変更するものです

Q. なぜ、不燃ごみと鉄くず類を一緒に収集するのですか

A. 以下のメリットがあるためです。
　１　これまで２ヶ月に１回だった鉄くず類が不燃ごみとして毎月出せます
　２　不燃ごみと鉄くず類の分別が不要になります

Q. 不燃ごみと一緒に収集された鉄くず類はリサイクルされるのですか

A. これまでどおり、収集された鉄くず類は再資源化処理されます

Q. 充電式電池が取り外せないものは不燃ごみで出してもよいですか

A. 収集や処理時に発火、破裂による事故の危険があるので、絶対に不燃ごみでは出さず、有害ごみで出してください
充電式電池が取り外せるものは、本体は不燃ごみ、取り外した充電式電池は有害ごみに分別して出してください

Q. 不燃ごみと鉄くず類の収集について留意点はありますか

A. 以下です。その他ご不明な点は役場住民環境班へお問い合わせください
　１　これまでどおりステーションの外で収集します
　２　蛍光管の出し方が変わります
　　変更前　→　割れているもの、いないものすべて不燃ごみ
　　変更後　→　割れているもの　　「不燃ごみ」
　　割れていないもの　「有害ごみ」

※　割れていないものは一部が袋から飛び出ていても袋の口がしっかり縛られていれば収集します。

Q. 有害ごみとは何ですか

A. 蛍光管など微量の水銀が含まれるものや、発火や破裂などの事故につながる以下のものです
（１）蛍光管　（２）乾電池・充電式電池　（３）充電して使える製品

Q. なぜ、有害ごみの分別区分を新しく作ったのですか

A. 近年充電式電池を原因とした発火や破裂事故が増えており、安全のため可燃ごみや不燃ごみなどとは分けて収集、処理する必要があるためです

Q. モバイルバッテリーなど、充電式電池が外せないものはどうすればよいですか

A. 無理に分解すると危険なので、そのまま「有害ごみ」で出してください

Q. なぜ、割れていない蛍光管は有害ごみで、割れたものは不燃ごみなのですか

A. 割れていない蛍光管は水銀が含まれているため有害ごみとなります
割れた蛍光管は水銀が空気中などに排出されているため不燃ごみとなります

Q. なぜ、白熱球やＬＥＤは有害ごみではないのですか

A. 水銀が含まれていないためです
捨てるときは以下の見分け方を参考に分別してください

蛍光管	LED・白熱球
品番： 「Ｆ」や「ＥＦ」で始まる （一部製品除く） 電球型は渦巻いた形状	品番： 「ＬＥＤ」の表示や「ＬＤ」で始まる 白熱球は球体の内部がコイル状